



\*\*\*\*\*

### 今月のテーマ **配偶者の居住権に関する民法の改正**

平成 30 年 7 月に相続法に対して約 40 年ぶりの大改正が行われました。注意していただきたいのは相続税法ではなく相続法の改正という点です。つまり税法ではなく民法における相続分野の改正になります。今回はこの改正内容のうち配偶者の居住権に関する内容をご紹介します。

#### 1. 配偶者短期居住権の創設

##### (1) 制度の内容

配偶者は、相続開始時に被相続人の居住建物に無償で住んでいた場合には、以下の期間、居住建物を無償で使用する権利(配偶者短期居住権)を取得することになります。

- ① 配偶者が居住建物の遺産分割に関与するときは、居住建物の帰属が確定する日までの間(最低 6 ヶ月は保障)
- ② 居住建物が第三者に遺贈された場合や、配偶者が相続放棄をした場合には居住建物の所有者から消滅請求を受けてから 6 ヶ月

##### (2) 制度の効果

現行の制度では、配偶者が相続開始時に被相続人が所有する居住建物に住んでいたとしても、被相続人が遺言などにより第三者にその居住建物を譲ってしまった場合、配偶者の居住権は保護されていません。今回の改正により、最低 6 ヶ月間は配偶者の居住権が保護されることとなりました。なお、この制度は令和 2 年 4 月 1 日から施行される予定です。

#### 2. 配偶者居住権の創設

##### (1) 制度の内容

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者に建物の使用を認めることを内容とする法定の権利(配偶者居住権)が新設されます。1 つの建物に対して、そこに住むための権利と所有する権利(負担付の所有権)の 2 種類が設定されます。これら権利は相続財産として遺産分割の対象となりますので、相続人間で行う遺産分割協議の選択肢の一つになりますし、被相続人が遺言などに残すことで相続後の配偶者の生活環境を保護することができるようになります。

##### (2) 制度の効果

現行の制度において、遺産分割の際に配偶者が居住建物を優先的に相続すると、全体の相続財産との兼ね合いで相続後の生活資金となるべき預貯金などを十分に相続できないケースがありました。逆に生活資金に重きを置いてしまうと住む場所が確保できないといった問題が生じます。

今回新設された制度を利用することで、相続後の居住場所と生活資金の確保が可能となります。なお、この制度は令和 2 年 4 月 1 日から施行される予定です。

図は被相続人である夫の遺産である居住建物 2,000 万円(内訳:配偶者居住権 1,000 万円、負担付き所有権 1,000 万円)と金銭 3,000 万円を相続人である母と子で分割した場合のモデルケースです。

